

2010年版 追補 (法令現在 平成22年6月30日)

# アイソトープ法令集

## 放射線障害防止法関係法令

## I

### ○ 新旧対照表

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

### ○ 追加

- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の規定に基づき記録の引渡し機関を指定した件
- ・外国為替及び外国貿易法
- ・輸入貿易管理令
- ・輸入割当てを受けるべき貨物の品目，輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表

○2010年版 アイソトープ法令集 I の正誤表

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(昭和32年6月10日)  
法律第167号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 平成22年5月10日法律第30号)	改正前 (最終改正 平成19年5月11日法律第38号)
<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第3章 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨業者、許可廃棄業者等の<u>義務等</u> (第12条の8～<u>第33条の2</u>)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 登録認証機関等 (第39条～<u>第41条の40</u>)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物(以下「<u>放射性汚染物</u>」という。)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項本文の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設</u>(以下単に「<u>廃棄施設</u>」という。)の位置、構造及び設備</p> <p>(表示付認証機器の使用をする者の届出)</p> <p>第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者(以下「<u>表示付認証機器使用者</u>」という。)は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始の日から30日以内に、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃棄の業の許可)</p> <p>第4条の2 <u>放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は</u>、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第3章 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨業者、許可廃棄業者等の<u>義務</u> (第12条の8～<u>第33条</u>)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 登録認証機関等 (第39条～<u>第41条の38</u>)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項本文の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設</u>(以下単に「<u>廃棄施設</u>」という。)の位置、構造及び設備</p> <p>(表示付認証機器の使用をする者の届出)</p> <p>第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者(第24条及び第32条において「<u>表示付認証機器使用者</u>」という。)は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始の日から30日以内に、次の事項を文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(廃棄の業の許可)</p> <p>第4条の2 <u>放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は</u>、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p>

- (1)～(3) (略)
- (4) 放射性同位元素及び放射性汚染物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）の位置、構造及び設備
- (5) 放射性同位元素及び放射性汚染物を貯蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

- (6) (略)
- (7) 放射性同位元素又は放射性汚染物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる事項
- イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の性状及び量

ロ (略)

(使用の許可の基準)

**第6条** 文部科学大臣は、第3条第1項本文の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

(廃棄の業の許可の基準)

**第7条** 文部科学大臣は、第4条の2第1項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) その他放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

(許可証)

**第9条** (略)

2 (略)

3 第4条の2第1項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)～(5) (略)
- (6) 廃棄物埋設に係る許可証にあっては、埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の量

(7) (略)

4 (略)

**第3章** 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等

(定期確認)

**第12条の10** 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下

- (1)～(3) (略)
- (4) 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の詰替えをする施設（以下「廃棄物詰替施設」という。）の位置、構造及び設備
- (5) 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を貯蔵する施設（以下「廃棄物貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

- (6) (略)
- (7) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の性状及び量

ロ (略)

(使用の許可の基準)

**第6条** 文部科学大臣は、第3条第1項本文の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) その他放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置による放射線障害のおそれがないこと。

(廃棄の業の許可の基準)

**第7条** 文部科学大臣は、第4条の2第1項の許可の申請があった場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) その他放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

(許可証)

**第9条** (略)

2 (略)

3 第4条の2第1項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)～(5) (略)
- (6) 廃棄物埋設に係る許可証にあっては、埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の量

(7) (略)

4 (略)

**第3章** 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務

(定期確認)

**第12条の10** 特定許可使用者又は許可廃棄業者は、次に掲げる事項について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下

「登録定期確認機関」という。)の確認(以下「定期確認」という。)を受けなければならない。

(1) 第20条第1項及び第2項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染(以下「放射性同位元素等による汚染」という。)の状況が測定され、その結果について同条第3項の記録が作成され、保存されていること。

(2) (略)

(保管の基準等)

**第16条** 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を保管する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

(運搬の基準)

**第17条** 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所(許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)において運搬する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

**第18条** 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬

「登録定期確認機関」という。)の確認(以下「定期確認」という。)を受けなければならない。

(1) 第20条第1項及び第2項の文部科学省令で定めるところにより放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果について同条第3項の記録が作成され、保存されていること。

(2) (略)

(保管の基準等)

**第16条** 許可届出使用者(第30条第6号から第8号までのいずれかに該当する者(以下「許可取消等使用者」という。)を含む。次項、次条から第19条の2まで及び第30条の2において同じ。))及び許可廃棄業者(第30条第6号から第8号までのいずれかに該当する者(以下「許可取消等廃棄業者」という。)を含む。同項、次条から第19条の2まで及び第30条の2において同じ。))は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を保管する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

(運搬の基準)

**第17条** 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所(許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)において運搬する場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

**第18条** 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬

を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない。

3 (略)

4 第1項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第1項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 (略)

7 放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬する場合には、第5項の規定により届け出たところから従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があ

を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、文部科学省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては文部科学大臣（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は文部科学大臣）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない。

3 (略)

4 第1項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第1項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 (略)

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬する場合には、第5項の規定により届け出たところから従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を

ると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第5項の規定により届け出たところから従って（第6項の指示があったときは、その内容に従って）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前3項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9～10（略）

（廃棄の基準等）

第19条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄に関する措置が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

4 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄については、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は、許可届出使用者又は許可廃棄業者に委託しなければならない。

（廃棄に関する確認）

第19条の2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第2項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

2（略）

らるるため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第5項の規定により届け出たところから従って（第6項の指示があったときは、その内容に従って）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前3項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9～10（略）

（廃棄の基準等）

第19条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する措置が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

4 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄については、許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を廃棄しようとする者（許可届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は、許可届出使用者（許可取消等使用者を除く。）又は許可廃棄業者（許可取消等廃棄業者を除く。）に委託しなければならない。

（廃棄に関する確認）

第19条の2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第2項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

2（略）

(測 定)

第20条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、廃棄物代替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。

3 (略)

(放射線障害予防規程)

第21条 許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。以下この条において同じ。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。以下この条において同じ。）及び許可廃棄業者は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

2～3 (略)

(記帳義務)

第25条 許可届出使用者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 放射性汚染物の廃棄に関する事項

(4) (略)

2 (略)

3 許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管又は廃棄に関する事項及び第1項第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 (略)

(許可の取消し等)

第26条 文部科学大臣は、許可使用者又は許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項本文若しくは第4条の2第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の停止を命ずることができる。

(1)～(14) (略)

2 (略)

(合併等)

第26条の2 許可使用者である法人の合併の場合

(測 定)

第20条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、廃棄物代替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

3 (略)

(放射線障害予防規程)

第21条 許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。以下この条において同じ。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。以下この条において同じ。）及び許可廃棄業者は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

2～3 (略)

(記帳義務)

第25条 許可届出使用者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項

(4) (略)

2 (略)

3 許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第1項第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 (略)

(許可の取消し等)

第26条 文部科学大臣は、許可使用者又は許可廃棄業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項本文若しくは第4条の2第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の停止を命ずることができる。

(1)～(14) (略)

2 (略)

(合併等)

第26条の2 許可使用者である法人の合併の場合

(許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素又は放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

2 許可廃棄業者である法人の合併の場合(許可廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人とが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継した法人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

3 第5条、第6条及び第8条の規定は第1項の認可に、第5条、第7条及び第8条の規定は前項の認可について準用する。この場合において、第5条中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、第1項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

4 届出使用者である法人の合併の場合(届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性汚染物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5～8 (略)

(許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物又は当該許可に係る放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。

2 許可廃棄業者である法人の合併の場合(許可廃棄業者である法人と許可廃棄業者でない法人とが合併する場合において、許可廃棄業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継した法人は、許可廃棄業者の地位を承継する。

3 第5条、第6条及び第8条の規定は第1項の認可に、第5条、第7条及び第8条の規定は前項の認可について準用する。この場合において、第5条中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、第1項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物若しくは放射線発生装置並びに使用施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と、前項の認可にあつては「合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに廃棄物代替施設等を一体として承継した法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

4 届出使用者である法人の合併の場合(届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該届出に係るすべての放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継させる場合に限る。)において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに貯蔵施設を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。

5～8 (略)



(使用の廃止等の届出)

第27条 (略)

2 (略)

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした場合において、第26条の2第1項、第2項若しくは第4項から第7項まで又は第26条の3第1項の規定による承継がなかったときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人若しくは分割により放射性同位元素、放射線発生装置、放射性汚染物、使用施設等若しくは廃棄物詰替施設等を承継した法人は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等)

第28条 第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第1項若しくは第3項(第7項の規定により適用する場合を含む。)の規定により届出をしなければならない者(以下「許可取消使用者等」という。)は、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

2 許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)を定め、文部科学大臣に届け出なければならない。

3 許可取消使用者等は、前項の規定により届け出た廃止措置計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 許可取消使用者等は、第2項の規定により届け出た廃止措置計画(前項の規定による変更の届出又は同項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、その変更後のもの)に従って第1項の措置を講じなければならない。

5 許可取消使用者等は、廃止措置計画に記載した措置が終了したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨及びその講じた措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(使用の廃止等の届出)

第27条 (略)

2 (略)

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した場合において、第26条の2第1項、第2項若しくは第4項から第7項まで又は第26条の3第1項の規定による承継がなかったときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第28条 第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者若しくは許可廃棄業者又は前条第1項若しくは第3項の規定により届出をしなければならない者は、文部科学省令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、若しくは法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した日からそれぞれ30日以内に、同項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

6 文部科学大臣は、許可取消使用者等の講じた措置が適切でないと認めるときは、許可取消使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 許可取消使用者等であつて、従前の許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に係るものは、第1項の規定により講ずべき措置が完了するまでの間は、政令で定めるところにより、それぞれ許可届出使用者、表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなして、第16条から第19条の2まで、第24条、第25条の2第1項から第3項まで、前条第3項、次条第8号、第30条第9号及び第10号、第30条の2、第32条から第33条の2まで、第42条、第43条の2並びに別表第6から別表第8までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第16条第3項中「許可届出使用者」とあるのは「許可届出使用者（第28条第7項の規定により許可届出使用者とみなされる者を除く。）」と、第19条第4項及び第5項中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第28条第7項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）に」と、第25条の2第1項中「第15条から第17条まで及び第20条から第23条まで」とあるのは「第16条及び第17条」と、「使用、保管」とあるのは「保管」と、前条第3項中「分割をした場合において、第26条の2第1項、第2項若しくは第4項から第7項まで又は第26条の3第1項の規定による承継がなかったときは」とあるのは「分割をしたときは」と、次条第8号中「許可廃棄業者に」とあるのは「許可廃棄業者（第28条第7項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。）に」と、第30条第10号中「運搬のために所持する場合」とあるのは「運搬のために所持する場合及び第24条又は第33条第1項若しくは第4項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

8 前項の規定により第24条及び第33条の規定を適用する場合における第30条第8号の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、同号中「運搬のために所持する場合」とあるのは、「運搬のために所持する場合及び第24条又は第33条第1項若しくは第4項の措置を講ずるために所持する場合」とする。

（譲渡し、譲受け等の制限）

第29条 放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けはならない。

- (1) 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、他の許可届出使用

3 文部科学大臣は、第1項に規定する者の講じた措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（新設）

（新設）

（譲渡し、譲受け等の制限）

第29条 放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けはならない。

- (1) 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の許可届出使用者、届出

者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

(2) 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出し、他の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

(3)～(5) (略)

(6) 第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡す場合

(7) 第27条第1項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡す場合

(8) 第27条第3項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした日にその許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡す場合

(所持の制限)

**第30条** 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号のいずれかに該当する場合のほか、所持してはならない。

(1)～(7) (略)

(8) 第27条第1項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の販売又は賃貸の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、運搬のために所持する場合

(9) 第27条第3項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が解散し、若しくは分割をした日に許可届出使用者又は許可廃棄業者が所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

(10) 第27条第3項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

(2) 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、他の許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

(3)～(5) (略)

(6) 第26条第1項の規定により許可を取り消された許可使用者又は許可廃棄業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

(7) 第27条第1項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

(8) 第27条第3項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者が解散した日にその許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合

(所持の制限)

**第30条** 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号のいずれかに該当する場合のほか、所持してはならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) 第27条第3項の規定により届出をしなければならない者が、許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が死亡し、又は法人である許可届出使用者若しくは許可廃棄業者が解散した日に許可届出使用者又は許可廃棄業者が所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

(新設)

ならない者が、届出版売業者若しくは届出賃貸業者が死亡し、又は法人である届出版売業者若しくは届出賃貸業者が解散し、若しくは分割をした日に届出版売業者又は届出賃貸業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、運搬のために所持する場合

(1)～(12) (略)

(海洋投棄の制限)

**第30条の2** 放射性同位元素又は放射性汚染物は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(取扱いの制限)

**第31条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性汚染物の取扱いをさせてはならない。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(危険時の措置)

**第33条** 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第3項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 (略)

3 許可届出使用者等は、第1項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性汚染物の所在場所の変更、放射性同位元素等による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(放射能濃度についての確認等)

**第33条の2** 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要

(9)～(10) (略)

(海洋投棄の制限)

**第30条の2** 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(取扱いの制限)

**第31条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の取扱いをさせてはならない。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(危険時の措置)

**第33条** 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第3項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 (略)

3 許可届出使用者等は、第1項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(新設)

としないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録濃度確認機関」という。）の確認（以下「濃度確認」という。）を受けることができる。

2 濃度確認を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところによりあらかじめ文部科学大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、その濃度確認を受けようとする物に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他文部科学省令で定める書類を文部科学大臣又は登録濃度確認機関に提出しなければならない。

3 濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の政令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする。

（放射線取扱主任者の代理者）

第37条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物を廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、文部科学省令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2～4 （略）

（登録の要件等）

第41条 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

(1) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が3名以上であること。

イ （略）

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ニ （略）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経

（放射線取扱主任者の代理者）

第37条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用をし、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、文部科学省令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2～4 （略）

（登録の要件等）

第41条 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

(1) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する設計認証員が設計認証等のための審査を行い、その人数が3名以上であること。

イ （略）

ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ニ （略）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経

験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ（略）

ロ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後5年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ（略）

(3)～(4)（略）

2 第12条の2第1項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

(1)（略）

(2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

(3)～(5)（略）

（準用）

**第41条の16** 第40条から第41条の14までの規定は、第12条の8第1項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第1項第1号及び同条第2項第3号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「施設検査等」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任検査員」と、「設計認証業務」とあるのは「検査業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録検査機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「検査業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「検査員等」と、第41条第1項第1号中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「第41条の15に規定する施設検査等（以下単に「施設検査等」という。）」と、同項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第5」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録検査機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の15に規定する検査業務（以下単に「検査業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

**第41条の18** 第40条から第41条の14までの規定は、第12条の10の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「定期確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「定期確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任定期確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「定期確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期確認機関」と、

験を有する専任の主任設計認証員（登録申請者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が設計認証等のための審査の管理を行うものであること。

イ（略）

ロ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後5年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ハ（略）

(3)～(4)（略）

2 第12条の2第1項の登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

(1)（略）

(2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3)～(5)（略）

（準用）

**第41条の16** 第40条から第41条の14までの規定は、第12条の8第1項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「検査員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「施設検査等」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任検査員」と、「設計認証業務」とあるのは「検査業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録検査機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「検査業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「検査員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第5」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録検査機関登録簿」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（準用）

**第41条の18** 第40条から第41条の14までの規定は、第12条の10の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「定期確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「定期確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任定期確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「定期確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期確認機関」と、「設計認証業」

定期確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「定期確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「定期確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第5」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期確認機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の17に規定する定期確認業務（以下単に「定期確認業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(準用)

**第41条の20** 第40条から第41条の14までの規定は、第18条第2項の登録運搬方法確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「設計認証員」とあるのは「運搬方法確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬方法確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬方法確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬方法確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬方法確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬方法確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第6」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬方法確認機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の19に規定する運搬方法確認業務（以下単に「運搬方法確認業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「国土交通省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(準用)

**第41条の22** 第40条から第41条の14までの規定は、第18条第2項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第6」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機

務規程」とあるのは「定期確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「定期確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第5」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期確認機関登録簿」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(準用)

**第41条の20** 第40条から第41条の14までの規定は、第18条第2項の登録運搬方法確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「設計認証員」とあるのは「運搬方法確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬方法確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬方法確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬方法確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬方法確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬方法確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬方法確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第6」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬方法確認機関登録簿」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「国土交通省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(準用)

**第41条の22** 第40条から第41条の14までの規定は、第18条第2項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第6」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、第41条の3第

関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の21に規定する運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**（準用）**

**第41条の24** 第40条から第41条の14までの規定は、第19条の2第2項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「埋設確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「埋設確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任埋設確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録埋設確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「埋設確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「埋設確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第7」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の23に規定する埋設確認業務（以下単に「埋設確認業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**（登録濃度確認機関の登録）**

**第41条の25** 第33条の2第1項の登録は、濃度確認に関する業務（以下「濃度確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

**（準用）**

**第41条の26** 第40条から第41条の14までの規定は、第33条の2第1項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「濃度確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「主任濃度確認員」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任濃度確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「濃度確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録濃度確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「濃度確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「濃度確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第8」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録濃度確認機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の25に規定する濃度確認業務（以下単に「濃度確認業務」という。）」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定め

る方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**（準用）**

**第41条の24** 第40条から第41条の14までの規定は、第19条の2第2項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証員」とあるのは「埋設確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「埋設確認」と、「主任設計認証員」とあるのは「主任埋設確認員」と、「設計認証業務」とあるのは「埋設確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録埋設確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「埋設確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「埋設確認員等」と、第41条第1項第3号中「別表第4」とあるのは「別表第7」と、同条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録埋設確認機関登録簿」と、第41条の3第2項中「第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他文部科学省令で定める方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）



る方法」とあるのは「文部科学省令で定める方法」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第41条の27～第41条の29** (略)

(準用)

**第41条の30** 第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までの規定は、第35条第2項の登録試験機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定(第41条第2項第3号を除く。)中「設計認証業務」とあるのは「試験業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「試験」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録試験機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の27に規定する試験業務(以下単に「試験業務」という。）」と、第41条の8の見出し並びに同条第2項及び第3項中「設計認証員等」とあり、同条第1項中「設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第41条の9第1項中「設計認証員」とあるのは「試験委員」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の28各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の29」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第41条の31** (略)

(登録の要件等)

**第41条の32** 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

(1) (略)

(2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が資格講習を行うこと。

イ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ (略)

(3) (略)

**第41条の33** (略)

(準用)

**第41条の34** 第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までの規定は、第35条第2項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定(第41条第2項第3号を除く。)中「設計認証業務」とあるのは「資格講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「資格講習業務規程」と、「設計認証等

**第41条の25～第41条の27** (略)

(準用)

**第41条の28** 第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までの規定は、第35条第2項の登録試験機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「試験業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録試験機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「試験」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録試験機関登録簿」と、第41条の8の見出し並びに同条第2項及び第3項中「設計認証員等」とあり、同条第1項中「設計認証員又は主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第41条の9第1項中「設計認証員」とあるのは「試験委員」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の26各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の27」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第41条の29** (略)

(登録の要件等)

**第41条の30** 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

(1) (略)

(2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が資格講習を行うこと。

イ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ (略)

(3) (略)

**第41条の31** (略)

(準用)

**第41条の32** 第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までの規定は、第35条第2項の登録資格講習機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「資格講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録資格講習機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「資格講習業務規程」と、「設計認証等のための審査」とあるのは

のための審査」とあるのは「資格講習」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録資格講習機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の31に規定する資格講習業務（以下単に「資格講習業務」という。）」と、第41条の8の見出し並びに同条第2項及び第3項中「設計認証員等」とあり、同条第1項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第41条の9第1項中「設計認証員」とあるのは「講師」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の32各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の33」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第41条の35** (略)  
(登録の要件等)

**第41条の36** 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が定期講習を行うこと。
  - イ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ (略)

(3) (略)

**第41条の37～第41条の39** (略)  
(準用)

**第41条の40** 第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の13まで並びに第41条の14第2項及び第3項の規定は、第36条の2第1項の登録について準用する。この場合において、これらの規定（第41条第2項第3号を除く。）中「設計認証業務」とあるのは「定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期講習機関」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期講習機関登録簿」と、同項第3号中「設計認証業務」とあるのは「第41条の35に規定する定期講習業務（以下単に「定期講習業務」という。）」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の36各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の37」と、第41条の14第2項中「第41条の6」とあるのは「第41条の39」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があったとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告徴収)

「資格講習」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録資格講習機関登録簿」と、第41条の8の見出し並びに同条第2項及び第3項中「設計認証員等」とあり、同条第1項中「設計認証員又は主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）」とあり、並びに第41条の9第1項中「設計認証員」とあるのは「講師」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の30各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の31」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第41条の33** (略)  
(登録の要件等)

**第41条の34** 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する講師が定期講習を行うこと。
  - イ 第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後2年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置の取扱いの実務に従事した経験を有するもの

ロ (略)

(3) (略)

**第41条の35～第41条の37** (略)  
(準用)

**第41条の38** 第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の13まで並びに第41条の14第2項及び第3項の規定は、第36条の2第1項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「設計認証業務」とあるのは「定期講習業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録定期講習機関」と、第41条第2項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録定期講習機関登録簿」と、第41条の10中「第41条第1項各号のいずれか」とあるのは「第41条の34各号のいずれか」と、第41条の11中「第41条の3」とあるのは「第41条の35」と、第41条の14第2項中「第41条の6」とあるのは「第41条の37」と、「許可をしたとき」とあるのは「届出があったとき」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告徴収)

第42条 (略)

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあっては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあっては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

3 (略)

(立入検査)

第43条の2 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあっては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあっては第18条第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(文部科学大臣にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去させることができる。

2～4 (略)

第43条の3 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあっては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあっては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

(聴聞の特例)

第44条 (略)

2 第12条の7第1項、第26条、第35条第6項又は第41条の12(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34及び第41条の40)において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第45条 この法律(第35条第2項から第5項までを除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確

第42条 (略)

2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、文部科学大臣にあっては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関に対し、国土交通大臣にあっては登録運搬方法確認機関に対し、報告をさせることができる。

3 (略)

(立入検査)

第43条の2 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあっては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあっては第18条第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(文部科学大臣にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を取去させることができる。

2～4 (略)

第43条の3 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、文部科学大臣にあっては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあっては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

(聴聞の特例)

第44条 (略)

2 第12条の7第1項、第26条、第35条第6項又は第41条の12(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28、第41条の32及び第41条の38)において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第45条 この法律(第35条第2項から第5項までを除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確

認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分に不服がある者は文部科学大臣に対し、この法律の規定による登録運搬方法確認機関の処分に不服がある者は国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

2～3（略）

（公 示）

**第45条の2** 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- (1)（略）
- (2) 第12条の2第1項、第12条の8第1項、第12条の10、第18条第2項、第19条の2第2項、第33条の2第1項、第35条第2項又は第36条の2第1項の登録をしたとき。
- (3)（略）
- (4) 第41条の4（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。
- (5) 第41条の6（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30及び第41条の34において準用する場合を含む。）の許可をしたとき。
- (6) 第41条の12（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (7) 第41条の14第2項（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、試験業務、資格講習業務若しくは定期講習業務の、国土交通大臣が運搬方法確認業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行っていたこれらの業務を行わないこととしたとき。
- (8) 第41条の39の規定による届出があったとき。

（連 絡）

**第47条** 文部科学大臣は、第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可をし、第12条の2第1項の設計認証若しくは同条第2項の特定設計認証をし、第12条の7第1項の規定により設計認証等を取り消し、第14条の規定により命令を発し、第26条の規定により処分を

認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分に不服がある者は文部科学大臣に対し、この法律の規定による登録運搬方法確認機関の処分に不服がある者は国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。

2～3（略）

（公 示）

**第45条の2** 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- (1)（略）
- (2) 第12条の2第1項、第12条の8第1項、第12条の10、第18条第2項、第19条の2第2項、第35条第2項又は第36条の2第1項の規定による登録をしたとき。
- (3)（略）
- (4) 第41条の4（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28、第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。）の規定による届出があったとき。
- (5) 第41条の6（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28及び第41条の32において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたとき。
- (6) 第41条の12（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28、第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- (7) 第41条の14第2項（第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28、第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が設計認証業務、検査業務、定期確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、試験業務、資格講習業務若しくは定期講習業務の、国土交通大臣が運搬方法確認業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行っていたこれらの業務を行わないこととしたとき。
- (8) 第41条の37の規定による届出があったとき。

（連 絡）

**第47条** 文部科学大臣は、第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可をし、第12条の2第1項の設計認証若しくは同条第2項の特定設計認証をし、第12条の7第1項の規定により設計認証等を取り消し、第14条の規定により命令を発し、第26条の規定により処分を

し、又は第3条の2第1項本文若しくは第2項若しくは第4条第1項本文若しくは第2項の規定による届出があったときは、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2 文部科学大臣は、第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可をし、第26条の規定により処分をし、又は第3条の2第1項本文、第2項若しくは第3項、第3条の3、第4条第1項本文、第2項若しくは第3項、第10条第1項、第11条第1項若しくは第27条第1項若しくは第3項の規定による届出若しくは第28条第5項の規定による報告があったときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。ただし、第3条の3の規定による届出又は第27条第1項若しくは第3項の規定による届出若しくは第28条第5項の規定による報告であつて文部科学省令で定めるものがあつたときは、この限りでない。

(環境大臣との関係)

第48条の2 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。第4項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第33条の2第1項又は第2項の規定の運用に関し文部科学大臣に意見を述べることができる。

2 文部科学大臣は、濃度確認をし、又は第33条の2第2項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3 登録濃度確認機関は、濃度確認をしたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣を経由して環境大臣に連絡しなければならない。

4 文部科学大臣は、環境大臣に対し、濃度確認を受けた物が廃棄物となった場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

(手数料の納付)

第49条 第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可、設計認証等（登録認証機関の行うものを除く。）、施設検査等（登録検査機関の行うものを除く。）、定期確認（登録定期確認機関の行うものを除く。）、運搬方法確認（登録運搬方法確認機関の行うものを除く。）、運搬物確認（登録運搬物確認機関の行うものを除く。）、第18条第3項の承認、埋設確認（登録埋設確認機関の行うものを除く。）、濃度確認（登録濃度確認機関の行うものを除く。）、第33条の2第2項の認可、試験（登録試験機関の行うものを除く。）、資格講習（登録資格講習機関の行うものを除く。）、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付、定期講習（登録定期講習機関の行うものを除く。）又は研修を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

2 (略)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3

し、又は第3条の2第1項本文若しくは第2項若しくは第4条第1項本文若しくは第2項の規定により届出を受理したときは、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2 文部科学大臣は、第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可をし、第26条の規定により処分をし、又は第3条の2第1項本文、第2項若しくは第3項、第3条の3、第4条第1項本文、第2項若しくは第3項、第10条第1項、第11条第1項若しくは第27条第1項若しくは第3項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。ただし、第3条の3の届出又は第27条第1項若しくは第3項の届出であつて文部科学省令で定めるものを受理したときは、この限りでない。

(新設)

(手数料の納付)

第49条 第3条第1項本文、第4条の2第1項、第10条第2項若しくは第11条第2項の許可、設計認証等（登録認証機関の行うものを除く。）、施設検査等（登録検査機関の行うものを除く。）、定期確認（登録定期確認機関の行うものを除く。）、運搬方法確認（登録運搬方法確認機関の行うものを除く。）、運搬物確認（登録運搬物確認機関の行うものを除く。）、第18条第3項の承認、埋設確認（登録埋設確認機関の行うものを除く。）、試験（登録試験機関の行うものを除く。）、資格講習（登録資格講習機関の行うものを除く。）、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付、定期講習（登録定期講習機関の行うものを除く。）又は研修を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

2 (略)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3

年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) (略)

(2) 第4条の2第1項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄した者

(3)～(4) (略)

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)～(5) (略)

(6) 第14条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第4項(第25条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第19条第3項又は第25条の2第3項において準用する同条第2項の規定により読み替えて適用する第18条第4項の規定による命令に違反した者

(7) 第28条第1項の規定に違反し、又は同条第6項の規定による命令に違反した者

(8) 第30条の2第1項の規定に違反した者(第53条の2に規定する者を除く。)

(9) 第33条第1項の規定に違反し、又は同条第4項の規定による命令に違反した者

(10) 第42条第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(11) 第43条の2第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第53条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第41条の9第1項(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30及び第41条の34において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第41条の12(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の26、第41条の30、第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

**第54条** 次の各号のいずれかに該当する者は、300万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) (略)

(削除)

年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) (略)

(2) 第4条の2第1項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄した者

(3)～(4) (略)

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

(6) 第30条の2第1項の規定に違反した者(第53条の2に規定する者を除く。)

(7) 第33条第1項の規定に違反し、又は同条第4項の規定による命令に違反した者

(新設)

(新設)

**第53条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第41条の9第1項(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28及び第41条の32において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第41条の12(第41条の16、第41条の18、第41条の20、第41条の22、第41条の24、第41条の28、第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

**第54条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) (略)

(6) 第14条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第4項(第25条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第19条第3項又は第25条の2第3項において準用する同条第2項の規定により読み替えて適用する第18条第4項の規定による命令に違反した者

- (6) 第18条第2項（第25条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第25条の2第3項において準用する同条第2項の規定により読み替えて適用する第18条第2項の規定による確認を受けず，又は同条第5項の規定による届出をせず，若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬した者
- (7) 第19条の2第1項の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性汚染物を廃棄した者
- (8)～(9) (略)
- (削除)

**第55条** 次の各号のいずれかに該当する者は100万円以下の罰金に処する。

- (1)～(9) (略)
- (10) 第25条第1項（第25条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第2項若しくは第3項の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは虚偽の記載をし，又は第25条第4項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- (11) (略)
- (12) 第28条第2項又は第4項の規定に違反して同条第1項の措置を講じた者
- (13) 第28条第5項の規定に違反して，報告をせず，又は虚偽の報告をした者
- (14) 第42条第1項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）若しくは第3項の報告をせず，又は虚偽の報告をした者
- (15) 第43条の2第1項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。）又は第2項の規定による立入り，検査若しくは取去を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をした者

**第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第41条の6（第41条の16，第41条の18，第41条の20，第41条の22，第41条の24，第41条の26，第41条の30及び第41条の34において準用する場合を含む。）の許可を受けないで設計認証業務，検査業務，定期確認業務，運搬方法確認業務，運搬物確認業務，埋設確認業務，濃度確認業務，試験業務又は資格講習業務の全部を廃止した者
- (2) 第41条の13（第41条の16，第41条の18，第41条の20，第41条の22，第41条の24，第41条の26，第41条の30，第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは帳簿に虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかった者

- (7) 第18条第2項（第25条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第25条の2第3項において準用する同条第2項の規定により読み替えて適用する第18条第2項の規定による確認を受けず，又は同条第5項の規定による届出をせず，若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬した者

- (8) 第19条の2第1項の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄した者

(9)～(10) (略)

- (11) 第28条第1項の規定に違反し，又は同条第3項の規定による命令に違反した者

**第55条** 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- (1)～(9) (略)
- (10) 第25条第1項（第25条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第2項若しくは第3項の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは虚偽の記載をし，又は同条第4項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- (11) (略)
- (新設)
- (新設)
- (12) 第42条第1項若しくは第3項の報告をせず，又は虚偽の報告をした者
- (13) 第43条の2第1項又は第2項の規定による立入り，検査若しくは取去を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をした者

**第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第41条の6（第41条の16，第41条の18，第41条の20，第41条の22，第41条の24，第41条の28及び第41条の32において準用する場合を含む。）の許可を受けないで設計認証業務，検査業務，定期確認業務，運搬方法確認業務，運搬物確認業務，埋設確認業務，試験業務又は資格講習業務の全部を廃止した者
- (2) 第41条の13（第41条の16，第41条の18，第41条の20，第41条の22，第41条の24，第41条の28，第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず，帳簿に記載せず，若しくは帳簿に虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかった者

(3) 第41条の39の規定による届出をしないで定期講習業務の全部を廃止した者

(4)～(5) (略)

**第58条** 第41条の7第1項(第41条の16, 第41条の18, 第41条の20, 第41条の22, 第41条の24, 第41条の26, 第41条の30, 第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず, 財務諸表等に記載すべき事項を記載せず, 若しくは虚偽の記載をし, 又は正当な理由がないのに第41条の7第2項各号(第41条の16, 第41条の18, 第41条の20, 第41条の22, 第41条の24, 第41条の26, 第41条の30, 第41条の34及び第41条の40において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は, 20万円以下の過料に処する。

別表第1 (第35条, 第41条の28関係)

試験の種類	課目
第1種放射線取扱主任者試験	(1) (略) (2)放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いに関する課目  (3) (略) (4)放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定に関する課目 (5)～(7) (略)
(略)	(略)

別表第2 (第35条, 第41条の32関係)

資格講習の種類	課目
第1種放射線取扱主任者講習	(1) (略) (2)放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目  (3) (略) (4)放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定の実務に関する課目
(略)	(略)

別表第3 (第36条の2, 第41条の36関係)

定期講習の種類	課目
1 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生	(1) (略) (2)密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選

(3) 第41条の37の規定による届出をしないで定期講習業務の全部を廃止した者

(4)～(5) (略)

**第58条** 第41条の7第1項(第41条の16, 第41条の18, 第41条の20, 第41条の22, 第41条の24, 第41条の28, 第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず, 財務諸表等に記載すべき事項を記載せず, 若しくは虚偽の記載をし, 又は正当な理由がないのに第41条の7第2項各号(第41条の16, 第41条の18, 第41条の20, 第41条の22, 第41条の24, 第41条の28, 第41条の32及び第41条の38において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は, 20万円以下の過料に処する。

別表第1 (第35条, 第41条の26関係)

試験の種類	課目
第1種放射線取扱主任者試験	(1) (略) (2)放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いに関する課目  (3) (略) (4)放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定に関する課目 (5)～(7) (略)
(略)	(略)

別表第2 (第35条, 第41条の30関係)

資格講習の種類	課目
第1種放射線取扱主任者講習	(1) (略) (2)放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物並びに放射線発生装置の取扱いの実務に関する課目  (3) (略) (4)放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務に関する課目
(略)	(略)

別表第3 (第36条の2, 第41条の34関係)

定期講習の種類	課目
1 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者又は放射線発生	(1) (略) (2)密封されていない放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選



<p>装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置及び放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取扱いに関する課目</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（1の項左欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>4 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)放射性同位元素及び放射性汚染物の取扱いに関する課目</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目</p>

別表第4（第41条関係）

(1) 許可届出使用者（設計認証業務，検査業務，

<p>装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目、放射線発生装置の使用をする許可使用者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習にあつては放射線発生装置の取扱いに関する課目</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>2 放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（1の項左欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>
<p>4 許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の取扱いに関する課目</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目</p>

別表第4（第41条関係）

(1) 許可届出使用者（設計認証業務，検査業務，

運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。）

(2) (略)

**別表第 6** (第41条の20, 第41条の22関係)

(1) 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

(2) (略)

**別表第 7** (第41条の24関係)

(1) 許可届出使用者(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

(2)~(3) (略)

**別表第 8** (第41条の26関係)

(1) 許可届出使用者(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、濃度確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者

(2) 廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む)を業とする者であって、前号に掲げる者と取引上密接な利害関係を有するもの

**附 則** (平成22年 5月10日 法律第30号)

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第 2 条** この法律の施行前にこの法律による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第28条第1項に規定する者となった者については、この法律による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(次条において「新法」という。)第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第 3 条** 新法第33条の2第1項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第41条の26において準用する新法第41条の5第1項の規定による濃度確認業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

(2) (略)

**別表第 6** (第41条の20, 第41条の22関係)

(1) 許可届出使用者等(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

(2) (略)

**別表第 7** (第41条の24関係)

(1) 許可届出使用者(設計認証業務、検査業務、運搬方法確認業務、運搬物確認業務、埋設確認業務、資格講習業務若しくは定期講習業務又は国若しくは地方公共団体からの委託に係る業務のためにのみ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする者を除く。)

(2)~(3) (略)

(新設)

**第4条** この法律の施行前にした行為及び附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第5条** 前3条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第6条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

**第7条** 登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1第69号中「若しくは登録埋設確認機関」を「登録埋設確認機関若しくは登録濃度確認機関」に改め、同号(9)を同号(10)とし、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)の次に次のように加える。

(7)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第1項(登録濃度確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	1件につき9万円
--	------	----------

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する 法律施行令

(昭和35年9月30日)  
政令第259号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 平成22年3月25日政令第41号)	改正前 (最終改正 平成19年3月30日政令第111号)
<p>(手数料) 第31条 2 法第49条第2項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>(1) 独立行政法人酒類総合研究所 (2) 独立行政法人国立科学博物館 (3) 独立行政法人物質・材料研究機構 (4) 独立行政法人放射線医学総合研究所 (5) 独立行政法人国立美術館 (6) 独立行政法人国立文化財機構</p> <p>(7) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 (8) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター</p> <p>(9) 独立行政法人水産大学校 (10) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 (11) 独立行政法人農業生物資源研究所 (12) 独立行政法人農業環境技術研究所</p> <p>(13) 独立行政法人国際農林水産業研究センター (14) 独立行政法人森林総合研究所 (15) 独立行政法人水産総合研究センター (16) 独立行政法人産業技術総合研究所 (17) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (18) 独立行政法人交通安全環境研究所 (19) 独立行政法人海上技術安全研究所 (20) 独立行政法人海技教育機構 (21) 独立行政法人国立環境研究所 (22) 独立行政法人国立高等専門学校機構 (23) 独立行政法人国立病院機構 (24) 独立行政法人国立がん研究センター (25) 独立行政法人国立循環器病研究センター (26) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター</p> <p>— (27) 独立行政法人国立国際医療研究センター (28) 独立行政法人国立成育医療研究センター (29) 独立行政法人国立長寿医療研究センター</p> <p>附 則 (平成22年3月25日政令第41号) 抄 (施行期日) 第1条 この政令は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(手数料) 第31条 2 法第49条第2項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>(1) 削除 (2) 独立行政法人酒類総合研究所 (3) 独立行政法人国立科学博物館 (4) 独立行政法人物質・材料研究機構 (5) 独立行政法人放射線医学総合研究所 (6) 独立行政法人国立美術館 (7) 独立行政法人国立文化財機構 (8) 削除 (9) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 (10) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター (11)及び(12) 削除 (13) 独立行政法人水産大学校 (14) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 (15) 独立行政法人農業生物資源研究所 (16) 独立行政法人農業環境技術研究所 (17)及び(18) 削除 (19) 独立行政法人国際農林水産業研究センター (20) 独立行政法人森林総合研究所 (21) 独立行政法人水産総合研究センター (22) 独立行政法人産業技術総合研究所 (23) 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (24) 独立行政法人交通安全環境研究所 (25) 独立行政法人海上技術安全研究所 (26) 独立行政法人海技教育機構 (27) 独立行政法人国立環境研究所 (28) 独立行政法人国立高等専門学校機構 (29) 独立行政法人国立病院機構</p>

# 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令 の規定に基づき記録の引渡し機関を指定した件

(平成22年3月29日)  
(文部科学省告示第54号)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第16条第1号の規定に基づき、告示する。

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し

機関を指定する告示（平成17年文部科学省告示第78号）は、平成22年3月29日限り、廃止する。

- 1 名称 財団法人放射線影響協会（昭和35年9月30日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）
- 2 住所 東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号

# 輸入割当てを受けるべき貨物の品目，輸入の承認 を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨 物の輸入について必要な事項の公表（抄）

（昭和41年4月30日）  
（通商産業省告示第170号）

最終改正 平成22年4月16日 経済産業省告示第95号

一～二 （略）

三 その他貨物の輸入に関する事項は，次のとおりとし，令第4条第1項第3号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は，6から8までの貨物を輸入するときとし，同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第2項の規定により行うべき手続は，6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認，7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(12)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～7 （略）

8 次の(1)から(12)までの貨物を輸入する場合は，関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは，同法第73条第1項の承認，保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは，同法

第43条の3第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に，それぞれ(1)から(12)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1)～(4) （略）

(5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「障防法」という。）第2条第2項に定める放射性同位元素については，次のイ又はロに掲げる書類

イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあつては，障防法第9条第1項に規定する許可証の写し

ロ 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあつては，届出を行ったことを示す証明書

(6)～(12) （略）

9 （略）

## 外国為替及び外国貿易法（抄）

（昭和24年12月1日）  
（法律第228号）

（輸入の承認）

第52条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため，我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため，国際平和のための国際的な努

力に我が国として寄与するため，又は第10条第1項の閣議決定を実施するため，貨物を輸入しようとする者は，政令で定めるところにより，輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

# 輸入貿易管理令（抄）

（昭和24年12月29日）  
政令第414号

## （輸入に関する事項の公表）

第3条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。ただし、経済産業大臣が適当でないと認める事項の公表については、この限りでない。

2 （略）

## （輸入の承認）

第4条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

(1)～(2) （略）

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該貨物の輸入について必要な事項が前条第1項の規定により公表されているとき。

2 前項第3号に掲げる場合において、前条第1項の規定による公表で一定の貨物の輸入について必要な事項として一定の手続を行うべき旨と併せて当該手続を行った場合には当該貨物の輸入については前項の規定による輸入の承認を要しない旨を定めたときは、同項の規定にかかわらず、当該手続を行ってする貨物の輸入については、同項の規定による輸入の承認を受けることを要しない。

3 （略）

# 正 誤 表

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

頁	正	誤																																				
69	<p>(表示付認証機器の使用の届出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(表示付認証機器の使用の届出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 法第3条の3第2項の規定による変更の届出は、別記様式第5の届書により、しなければならない。</p>																																				
123～124	<p>様式第四</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">台数 (注8)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用の目的</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		台数 (注8)					使用の目的						使用の方法						<p>様式第四</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">台数 (注8)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用の目的</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		台数 (注8)					使用の目的						使用の方法					
	台数 (注8)																																					
使用の目的																																						
使用の方法																																						
	台数 (注8)																																					
使用の目的																																						
使用の方法																																						